

四條畷市分譲マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和6年4月～令和11年3月)

令和6年4月1日

(1) 四條畷市の区域内における分譲マンションの管理の適正化に関する目標

本市の区域内における分譲マンションの戸数は、令和5年時点で約1,700戸、築30年以上のマンションは約600戸と推計され、10年後には約2.2倍と、今後、高経年の分譲マンションが増加することが予想されることを踏まえ、計画的に分譲マンションの管理適正化の推進を図る施策に取り組むこととします。

(2) 四條畷市の区域内における分譲マンションの管理の状況を把握するために四條畷市が講ずる措置に関する事項

本市の区域内における分譲マンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

(3) 四條畷市の区域内における分譲マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

(4) 四條畷市の区域内における管理組合による分譲マンションの管理の適正化に関する指針（四條畷市分譲マンション管理適正化指針）に関する事項

四條畷市分譲マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。なお、実態調査等を踏まえ、必要に応じ、本市の地域性に応じた分譲マンション管理の基準を追加することについても検討します。

(5) マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報紙やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

(6) 計画期間

令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。